

[別 紙]

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 春秋会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市松が枝町3番20号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和63年8月17日
- (4) 設立登記年月日 昭和63年8月25日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	永田 済	南長崎クリニック管理者
理 事	永田 博子	
同	福田 安秀	
同	力武 奏	
監 事	古木 正夫	令和6年3月31日任期満了辞任
理 事	永田 弾	令和6年4月1日就任
理 事	隈本 崇	令和6年4月1日就任
監 事	濱田 達朗	令和6年4月1日就任

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	南長崎クリニック	長崎県長崎市松が枝町3番20号	一般病床 11床 療養病床 8床 [介護保険 8床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
医療法人社団春秋会 南長崎クリニック ① 通所リハビリテーション ② 短期入所療養介護 ③ 介護療養型医療施設 ④ ホームヘルパー養成研修事業	長崎県長崎市松が枝町3番20号	
長崎市大浦地域包括支援センター 【長崎市から委託を受けて管理】 ① 地域包括支援センターの受託経営 ② 介護予防支援事業	長崎県長崎市相生町1番17号	
医療法人社団春秋会 二本松荘 ① 通所介護 ② 介護予防通所介護	長崎県長崎市戸町2丁目177番28	
医療法人社団春秋会 二本松養生所 ① 認知症対応型共同生活介護 ② 介護予防認知症対応型共同生活介護 ③ 認知症対応型通所介護 ④ 介護予防認知症対応型通所介護	長崎県長崎市戸町2丁目177番28	
医療法人社団春秋会 グループホームなんくり ① 認知症対応型共同生活介護 ② 介護予防認知症対応型共同生活介護	長崎県長崎市相生町9番7号	
医療法人社団春秋会 ヘルパーステーション ライフケア ① 障害者自立支援法にいう障害福祉サ	長崎県長崎市大浦町3番21号	

ービス事業 ② 訪問介護 ③ 介護予防訪問介護 ④ 夜間対応型訪問介護		
大浦十三番館デイサービス ① 通所介護 ② 介護予防通所介護	長崎県長崎市大浦町 3 番 21 号	
小規模多機能ホームなんくり ① 小規模多機能型居宅介護 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護	長崎県長崎市相生町 9 番 7 号	
医療法人社団春秋会 訪問看護ステーション 太陽 ① 訪問看護ステーション ② 介護予防訪問看護ステーション	長崎県長崎市松が枝町 3 番 20 号	
医療法人社団春秋会 南長崎クリニック 居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所	長崎県長崎市松が枝町 3 番 20 号	
医療法人社団春秋会 24 時間安心センター ライフケア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	長崎県長崎市大浦町 3 番 21 号	
小規模多機能ホームいきいき ① 小規模多機能型居宅介護 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護	長崎市松が枝町 3 番 20 号	
長崎市土井首地域包括支援センター ① 地域包括支援センターの経営 ② 介護予防支援事業	長崎市江川町 131 番地 102 号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年 5月26日 令和4年度決算の決定

令和5年10月21日 長崎市土井首地域包括支援センター運営の件

令和6年 3月29日 予算書および借入限度額の承認に関する件
役員報酬改定の件

令和6年 3月30日 理事及び監事改選の件

様式 3 - 2

法人名	医療法人社団 春秋会	※医療法人整理番号				
所在地	長崎市松が枝町3番20号					

貸 借 対 照 表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	645,384	I 流 動 負 債	156,709
II 固 定 資 産	848,436	II 固 定 負 債	425,181
1 有 形 固 定 資 産	741,057	負 債 合 計	581,890
2 無 形 固 定 資 産	1,302	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	106,077	科 目	金 額
		I 資 本 金	
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	911,930
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	911,930
資 産 合 計	1,493,820	負債・純資産合計	1,493,820

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 春秋会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市松が枝町3番20号

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	560,156
2 事業費用	582,350
本来業務事業損失	22,194
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	706,381
2 事業費用	734,368
附帯業務事業損失	27,987
事業損失	50,181
II 事業外収益	104,710
III 事業外費用	6,183
経常利益	48,346
IV 特別利益	6,829
V 特別損失	241
税引前当期純利益	54,934
法人税等	16,247
当期純利益	38,687

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 春秋会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市松が枝町3番20号

財 産 目 録
(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	1,493,820千円
2. 負 債 額	581,890千円
3. 純 資 産 額	911,930千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	645,384
B 固 定 資 産	848,436
C 資 産 合 計 (A + B)	1,493,820
D 負 債 合 計	581,890
E 純 資 産 (C - D)	911,930

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 春秋会
理事長 永田 済 殿

私は、医療法人社団春秋会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 28 日
医療法人社団春秋会
監事 濱田 達朗

